

生活道路対策のこれまでの経緯

生活道路の交通安全施策の経緯

【生活道路の交通安全施策】

【関連するマニュアル】

S56

コミュニティ道路の整備(補助事業対象化)(S56～)

生活道路における通過交通の排除など、快適な生活環境の創造をもたらすことを目的とし、自動車の速度を抑制する措置を講じ、交通事故を防止し、歩行者にとって安全かつ安心な通行空間とした道路整備を実施。

S59

住区総合交通安全モデル事業(ロードピア事業)(S59～)

コミュニティ道路の面的な整備を展開。

H8

コミュニティ・ゾーン形成事業(H8～)

公安委員会による速度規制等とあわせて、道路管理者によるコミュニティ道路等の面的整備を実施。(道路管理者と交通管理者の連携)

H12

道路構造令改正(H13)

凸部、狭さく部等を位置づけ
(第31条の2)

H13

H15

あんしん歩行エリアの整備(H15～19)

公安委員会の速度規制等とあわせて、歩道の設置等の歩行者優先のみちづくりを面的・総合的に実施。796地区を指定。

H20

あんしん歩行エリアの整備(H20～24)

582地区を指定。

H21

交通規制基準改正(H21)

生活道路の最高速度は
原則30km/h

H23

H24

通学路緊急合同点検(H24～)

国土交通省、文部科学省、警察庁の連携による通学路の緊急合同点検、対策実施

ゾーン30の整備(H23～)

- ・1111箇所の整備(H26.3)
- ・H28までに3000箇所整備目標

コミュニティ・ゾーン形成マニュアル
(H8.5) 交通工学研究会

コミュニティ・ゾーン実践マニュアル
(H12.7) 交通工学研究会

コミュニティ・ゾーンの評価と今後の地区
交通安全(H16.3)
交通工学研究会

生活道路のゾーン対策マニュアル
(H23.12) 交通工学研究会

あんしん歩行エリアの概要

○市街地の事故発生割合が高いエリアを『あんしん歩行エリア』として指定(H15.7:796エリア、H21.3:582エリア)し、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、面的・総合的な事故対策を実施。



通学路における緊急合同点検の概要

- 児童が巻き込まれる交通事故の発生をきっかけに、通学路緊急合同点検の取組を実施。
- 対策が進むものの多くが即効対策であり、今後も継続的な点検や対策効果の把握により対策の改善・充実が必要。

○平成24年4月以降、京都府亀岡市などで相次いで**登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が発生**

○道路管理者、学校・教育委員会、警察、PTA等による**通学路の緊急合同点検を実施**

①緊急合同点検の結果(平成24年11月30日現在)

- 緊急合同点検実施学校数 : 20,160校
- 緊急合同点検実施箇所数 : 80,161箇所
- 対策必要箇所数 : 74,483箇所

②対策必要箇所の内訳及び対策状況(平成25年度末時点)

- 対策必要箇所数 : 74,483箇所(うち61,083箇所対策済)
 - ・道路管理者による対策 : 45,060箇所(うち34,888箇所対策済)
 - ・学校等による対策 : 29,523箇所(うち28,562箇所対策済)
 - ・警察による対策 : 19,715箇所(うち17,867箇所対策済)

・平成24年度の通学路緊急合同点検に基づく対策は約8割完了(平成25年度末時点)

・平成26年度までに約9割完了見込み

■対策の実施例

〈歩車道境界の明示(路側帯のカラー化)〉



〈ドライバーへの注意喚起(減速マーク表示を設置)〉



ゾーン30の概要

- 平成24年度より警察庁はゾーン30を推進、1,111箇所を整備（平成25年度末）。
- 平成28年度までに約3,000箇所を整備予定。
- 最高速度30km/hの区域規制とあわせて、路側帯の設置・拡幅と中央線抹消などの対策のほか、実現可能な対策から順次行うことを通達。

■ゾーン30の推進について(警察庁交通局長通達)

平成23年9月20日

ゾーン30での対策(一部抜粋)

ア)ゾーン30においては、

- ゾーン内の最高速度30km/hの区域規制
- 路側帯の設置・拡幅と車道中央線の抹消

を前提としつつ、その他の対策については、住民の意見と財政的制約を踏まえ、実現可能な対策から順次行うこと。

イ)その際、歩道の設置・拡幅や物理的デバイスの設置が困難な場合には、これに代わり、車道外側線の設定方法を工夫することによる狭さく、クランク、スラロームの形成、カラー舗装やクロスマークの設置による交差点及び路側帯の明確化等の措置を講ずることに特に留意すること。

ウ)ゾーン境界道路及び周辺道路における交通円滑化対策

- ① ゾーン入口には、最高速度30km/hの背板付きの区域規制標識及びゾーン専用のシンボルマーク入りの看板や路面表示を設置して、ゾーン入口を明確にすること。
- ② ゾーン境界道路及び周辺道路における交通円滑化対策として、信号機の新設・高度化、右左折レーンの設置等に努めること。

■対策の実施例

<路側帯の拡幅・カラー舗装化と路面表示>



<看板と路面表示>



関連する基準・マニュアル

■ 道路構造令

(凸部、狭窄部等)

第三十一条の二 主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

■ マニュアル

**コミュニティ・ゾーン
形成マニュアル**
(発行: 交通工学研究会)



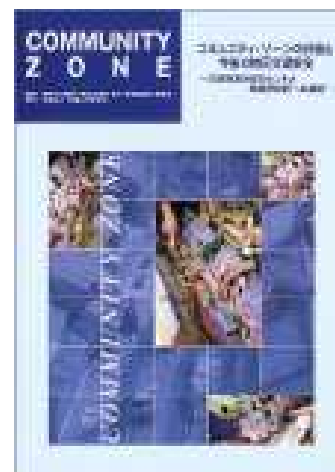
地区総合交通マネジメントの基本的考え方や進め方、具体的な手法

**コミュニティ・ゾーン
実践マニュアル**
(発行: 交通工学研究会)



コミュニティ・ゾーンの実践上の課題を解消するための具体的な考え方及び手法

**コミュニティ・ゾーンの
評価と今後の地区交通安全**
(発行: 交通工学研究会)



コミュニティ・ゾーンの成果の評価と商業地域を対象とする交通安全対策のマニュアル

**生活道路の
ゾーン対策マニュアル**
(発行: 交通工学研究会)



市民や行政が生活道路対策に着手するためのノウハウ、各種施策との連携事例紹介